

第12回公募はさまざまな変更あり！ 「事業再構築補助金」のご紹介のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 各申請枠の内容	4
3-1. 成長分野進出枠（通常類型）	4
3-2. 成長分野進出枠（GX進出類型）	5
3-3. コロナ回復加速化枠（通常類型）	6
3-4. コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）	7
3-5. サプライチェーン強靱化枠	8
■ 4. 規模拡大・大幅賃上げへの上乗せ措置	9
4-1. 卒業促進上乗せ措置	9
4-2. 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置	9
■ 5. 申請～受給までのステップとポイント	10
■ 6. 最後に	12

第12回公募はさまざまな変更あり！ 「事業再構築補助金」のご紹介のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「事業再構築補助金」は、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することを目的として令和 3 年に創設されました。

その後、新型コロナウイルスは令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行となり、2023 年秋の行政事業レビュー（国の事業の点検・見直しを行うもの）において外部有識者から、新型コロナ対策としての役割は終わりつつあることから事業の再構築を行うべきであること、申請書・財務諸表の精査や四半期ごとのモニタリングといった仕組みの確立が必要であること等を指摘され、第 12 回公募は抜本的な見直しが行われました。

第 12 回公募では申請枠を 6 枠から 3 枠に簡素化し、今なおコロナの影響を受ける事業者、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援するように見直されています。



(出典：経済産業省 中小企業庁 [「事業再構築補助金第 12 回公募の概要 1.1 版」](#) P2)

「成長分野進出枠」には「通常類型」と「GX 進出類型」の 2 種類が、「コロナ回復加速化枠」には「通常類型」と「最低賃金型」の 2 種類が設けられています。そして、第 11 回公募では「サプライチェーン強靱化枠」の公募は実施されませんでした。第 12 回公募で復活しました。

なお、すべての申請枠でコロナ債務を抱える事業者に加点措置（一部の申請枠については必須要件化）があります。

その他に変わったことは、次のとおりです。

- ・新型コロナ対策のため実施していた特例的措置「事前着手制度」は原則廃止
- ・採択審査における AI での重複率確認による類似案件排除を強化

- ・一定期間に特定トピックの申請が集中した場合、システム上検知し、審査を厳格化
- ・口頭審査の導入
- ・短期アウトカムとしている事業化段階の報告を四半期毎に行うよう義務化

採択審査でのAI導入については、過去の事業再構築補助金において、強みが異なるはずの複数の事業者が同一の事業計画で採択されており、計画の使い回しが問題となったことにあります。また、第10回公募の採択案件約5200件には、「ゴルフ」や「エステ」、「サウナ」に関するものが多数含まれており、特定のトピックに申請が集中すると一時的流行による過剰投資誘発の恐れがあることから、審査の改善・体制を強化することになったのです。

◆対象者

国内に本社がある中小企業者等及び中堅企業等

※業種、資本金、従業員数等、一定の要件に当てはまる事業者が対象です。

◆全枠共通必須要件

全枠共通の要件として、次の(A)から(C)のすべてを満たす必要があります。

- (A) [事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義](#)に該当する事業であること
- (B) 事業計画書を金融機関等（銀行、信金、ファンド等）や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。
ただし、補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。
- (C) 補助事業終了後3～5年で付加価値額を年平均成長率3.0%～5.0%（事業類型により異なる）以上増加、または従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3.0%～5.0%（事業類型により異なる）以上増加させること

[事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義](#)

定義は6つあります。次のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動をいいます。

類 型	内 容
新市場進出 （新分野展開、業態転換）	次のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・新たな製品・商品・サービスを提供すること、または提供方法を相当程度変更すること ・新たな市場に進出すること ・新規事業の売上高が総売上高の10%以上になること（付加価値額の場合は、15%以上）

事業転換	次のすべてを満たすこと ・新たな製品・商品・サービスを提供すること ・新たな市場に進出すること ・主要な業種が細から中分類レベルで変わることを満たすこと
業種転換	次のすべてを満たすこと ・新たな製品・商品・サービスを提供すること ・新たな市場に進出すること ・主要な業種が大分類レベルで変わることを満たすこと
事業再編	会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を補助事業開始後に行い、新たな事業形態のもとに、新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業転換、業種転換のいずれかを行うこと
国内回帰	海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備すること
地域サプライチェーン維持・強靱化	地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、または、生ずるおそれのある製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備すること

上記とは別に申請枠ごとに要件があります。申請枠ごとの要件については、次章「■3. 各申請枠の内容」をご覧ください。

■3. 各申請枠の内容

3-1. 成長分野進出枠（通常類型）

ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者や、国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援します。

<主な要件>

【市場拡大要件を満たして申請する場合】

全枠共通必須要件（Cについては、付加価値額の年平均成長率4.0%以上増加を求める）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ・事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させること
- ・取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること

【市場縮小要件を満たして申請する場合】

全枠共通必須要件に加え、以下の要件のいずれかを満たすこと

- ・過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること
- ・地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

<補助額>

補助上限額	補助率
【従業員数20人以下】 1,500万円(2,000万円)	【中小企業】 2分の1(3分の2) 【中堅企業】 3分の1(2分の1)
【従業員数21～50人】 3,000万円(4,000万円)	
【従業員数51～100人】 4,000万円(5,000万円)	
【従業員数101人以上】 6,000万円(7,000万円)	

※カッコ内は短期に大規模な賃上げを行う場合(事業終了時点で、事業場内最低賃金+45円、給与支給総額+6%を達成すること)

※廃業をとまなう場合、廃業費を最大2,000万円上乗せ

<補助対象経費>

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費(市場縮小要件を満たして申請する場合のみ)

3-2. 成長分野進出枠(GX進出類型)

ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援します。

<主な要件>

全枠共通必須要件(Cについては、付加価値額の年平均成長率4.0%以上増加を求める)に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ・事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させること
- ・取り組む事業が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当すること

<参考>グリーン成長戦略の14分野

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。
 ・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

洋上風力・太陽光・地熱 ・2040年、3,000～4,500万kWの案件形成(海上型) ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野(太陽光) 1	水素・燃料アンモニア ・2050年、2,000万トン程度の導入(水素) ・東南アジアの5,000億円市場(燃料アンモニア) 2	次世代熱エネルギー ・2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	原子力 ・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	自動車・蓄電池 ・2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	半導体・情報通信 ・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	船舶 ・2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現 7
物流・人流・土木インフラ ・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	食料・農林水産業 ・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	航空機 ・2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 10	カーボンサイクル・マテリアル ・2050年、人工光合成プラを既製品並み(CRI) ・ゼロカーボンスチールを実現(マテリアル) 11	住宅・建築物・次世代電力マネジメント ・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物) 12	資源循環関連 ・2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	ライフスタイル関連 ・2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

(出典：「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(広報資料)(PDF形式：3,005KB)|経済産業省)

<補助額>

	補助上限額	補助率
中小企業等	【従業員数 20 人以下】 3,000 万円 (4,000 万円)	2 分の 1 (3 分の 2)
	【従業員数 21～50 人】 5,000 万円 (6,000 万円)	
	【従業員数 51～100 人】 7,000 万円 (8,000 万円)	
	【従業員数 101 人以上】 8,000 万円 (1 億円)	
中堅企業等	1 億円 (1 億 5,000 円)	3 分の 1 (2 分の 1)

※カッコ内は短期に大規模な賃上げを行う場合(事業終了時点で、事業場内最低賃金+45円、給与支給総額+6%を達成すること)

<補助対象経費>

建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

3-3. コロナ回復加速化枠(通常類型)

今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や、事業再生に取り組む事業者の事業再構築を支援します。

<主な要件>

全枠共通必須要件(Cについては、付加価値額の年平均成長率3.0%以上増加を求める)に加え、以下の要件のいずれかを満たすこと

- ・コロナ借換保証等で既往債務を借り換えていること
- ・再生事業者（Ⅰ. 中小企業活性化協議会等において再生計画を策定中の者またはⅡ. 中小企業活性化協議会等において再生計画を策定済かつ再生計画成立後3年以内の者）であること

<補助額>

補助上限額		補助率
【従業員数 5 人以下】	1,000 万円	【中小企業】 3分の2（※1）
【従業員数 6～20 人】	1,500 万円	
【従業員数 21～50 人】	2,000 万円	【中堅企業等】 2分の1（※2）
【従業員数 51 人以上】	3,000 万円	

（※1）従業員数 5 人以下の場合 400 万円、従業員数 6～20 人の場合 600 万円、従業員数 21～50 人の場合 800 万円、従業員数 51 人以上の場合は 1,200 万円までは 4分の3

（※2）従業員数 5 人以下の場合 400 万円、従業員数 6～20 人の場合 600 万円、従業員数 21～50 人の場合 800 万円、従業員数 51 人以上の場合は 1,200 万円までは 3分の2

<補助対象経費>

「成長分野進出枠（GX 進出類型）」と同様です。

3-4. コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援します。

<主な要件>

全枠共通必須要件（Cについては、付加価値額の年平均成長率 3.0%以上増加を求め）に加え、以下の要件を満たすこと

- ① コロナ借換保証等で既往債務を借り換えていること
- ② 2022年10月から2023年9月までの間で、3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

※①の要件は任意です。①を満たさない場合は補助率が引き下げとなります。

<補助額>

補助上限額		補助率
【従業員数 5 人以下】	500 万円	【中小企業】 4分の3（3分の2）
【従業員数 6～20 人】	1,000 万円	
【従業員数 21 人以上】	1,500 万円	【中堅企業等】 3分の2（2分の1）

※()内の補助率は、要件①を満たさない場合の補助率

<補助対象経費>

「成長分野進出枠（GX進出類型）」と同様です。

3-5. サプライチェーン強靱化枠

ポストコロナの経済社会において、海外で製造等する製品の国内回帰や地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠な製品の生産により、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う中小企業等を支援します。

<主な要件>

全枠共通必須要件（Aについては「国内回帰」または「地域サプライチェーン維持・強靱化」に限る。Cについては付加価値額の年平均成長率5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

1. 取引先から国内での生産（増産）要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
2. 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること
3. 下記の要件をいずれも満たしていること
 - ・経済産業省が公開するDX推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること
 - ・IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」の宣言を行っていること
4. 下記の要件をいずれも満たしていること
 - ・交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - ・事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させる取組であること
5. 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること

<補助額>

補助上限額	補助率
5億円 ※建物費がない場合は3億円	【中小企業等】2分の1 【中堅企業】3分の1

<対象経費>

建物費、機械装置・システム構築費

■ 4. 規模拡大・大幅賃上げへの上乗せ措置

4-1. 卒業促進上乗せ措置

成長分野進出枠またはコロナ回復加速化枠の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対し、上乗せ支援をします。

<対象となる事業者>

成長分野進出枠またはコロナ回復加速化枠のいずれかに申請する事業者で、補助事業終了後 3～5 年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業すること

<補助額>

補助上限額	補助率
成長分野進出枠またはコロナ回復加速化枠の補助金額上限に準じる	【中小企業等】 2 分の 1 【中堅企業】 3 分の 1

<補助対象経費>

各事業類型の補助対象経費に準じます。

なお卒業促進上乗せ措置の補助対象経費は、各事業類型の補助対象経費と明確に分ける必要があります。また、廃業費は上乗せ措置の対象経費にはできません。

4-2. 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置

成長分野進出枠またはコロナ回復加速化枠の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対し、上乗せ支援をします。

<対象となる事業者>

成長分野進出枠またはコロナ回復加速化枠のいずれかに申請する事業者で、次の要件を満たすこと

- ・ 補助事業終了後 3～5 年の間、事業場内最低賃金を年額 45 円以上の水準で引上げること
- ・ 補助事業終了後 3～5 年の間、従業員数を年平均成長率 1.5%以上増員させること

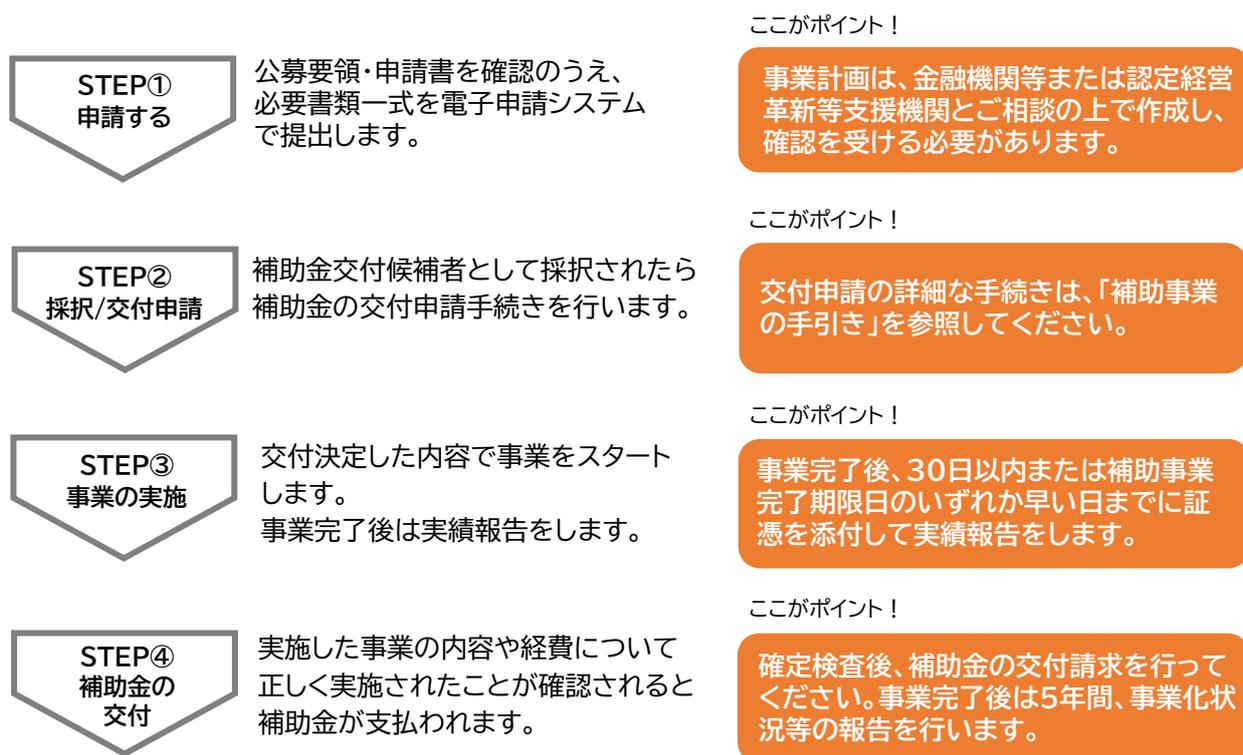
<補助額>

補助上限額	補助率
3,000 万円	【中小企業等】 2 分の 1 【中堅企業】 3 分の 1

<補助対象経費>

「卒業促進上乗せ措置」と同様です。

■ 5. 申請～受給までのステップとポイント



電子申請の際は、G Biz ID プライムアカウントの取得が必要です。

➤ [「gBizID」\(外部リンク\)](#)

第11回公募まで実施していた事前着手制度は原則廃止ですが、次に当てはまる場合のみ事前着手が認められます。

- ・ 第10回、第11回公募において、物価高騰対策・回復再生応援枠または最低賃金枠の補助金交付候補者として不採択となった事業者が、第12回公募において、コロナ回復加速化枠（通常類型）またはコロナ回復加速化枠（最低賃金類型）に申請する場合
- ・ 第10回公募において、サプライチェーン強靱化枠の補助金交付候補者として不採択となった事業者が、第12回公募において、サプライチェーン強靱化枠に申請する場合

事前着手制度を利用する場合は、各事業類型の申請とは別に、事前着手届出をjGrantsから提出する必要があります。詳しくは事業再構築補助金 Web サイトの[「事前着手届出」のページ\(外部リンク\)](#)でご確認ください。

<補助対象物件を対象とした保険または共済への加入義務>

補助事業に要する経費が1,000万円を超える案件では、最低でも事業計画期間終了までの間、本事業により建設した建物等の施設または設備を対象とし

て、申請した補助金の補助率以上の付保割合を満たす保険または共済（補助金の交付対象である施設、設備等を対象として、自然災害による損害を補償するもの）へ加入する必要があります。

<採択されるためのポイント>

採択されるためには、次の審査項目に沿った内容を事業計画書に記載しなければなりません。

◆新規事業の有望度

継続的に売上・利益を確保できるだけの規模を有しているか。自社にとって参入可能な事業か。競合他社と比較して自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か。等

◆事業の実現可能性

事業化に向けた、課題の検証・解決方法、スケジュールが明確かつ妥当か。最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できるか。十分な体制を確保出来ているか。等

◆公的補助の必要性

川上・川下への経済波及効果が大きい事業や社会的インフラを担う事業、新たな雇用を生み出す事業であるか。補助事業として費用対効果が高いか。地域やサプライチェーンのイノベーションに貢献し得る事業か。等

◆政策点

今後より生産性の向上が見込まれる分野に大胆に事業再構築を図ることを通じて、日本経済の構造転換を促すことに資するか。新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えてV字回復を達成するために有効な投資内容となっているか。等

なお、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者への加点以外にも、次のような項目も加点対象となります。当てはまるものがないか確認しましょう。

- ・ 経済産業省が行う EBPM の取組への協力
- ・ [パートナーシップ構築宣言（外部リンク）](#) を行っている事業者
- ・ 事業再生を行う者
- ・ 特定事業者であり、中小企業者でない者
- ・ [健康経営優良法人（外部リンク）](#) に認定された事業者
- ・ ワーク・ライフ・バランス等の取組
- ・ 技術情報管理認証制度の認証を取得している事業者 等

反対に、減点となる場合もあります。特定期間に、類似のテーマ・設備等に関する申請が集中した場合、一時的流行による過剰投資となる可能性があるため、別途審査が行われます。過剰投資と判断された申請に関しては、大幅に減点されます。

<第12回公募期間>

令和6年4月23日（火）～令和6年7月26日（金）18:00まで

■6. 最後に

第12回からは審査でのAI導入により、過去にあったものと似たような事業計画書ではAIに検出されてしまうため、審査を通過するのは厳しいでしょう。

審査項目、加点項目、減点項目を公募要領にてしっかり確認し、合理的で説得力のある事業計画を策定することが重要です。

▼事業再構築補助金

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年6月24日時点の自治体Webサイトを参考にしてしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

➤補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>